

# 会 議 録

## 第 4 回定例会

開会 令和 8 年 5 月 2 5 日

## 教育委員会会議録

1 開 会 令和8年5月25日 午前10時

2 閉 会 令和8年5月25日 午前11時5分

3 教育委員会出席者

|     |        |
|-----|--------|
| 教育長 | 中川 斉史  |
| 委 員 | 島 隆寛   |
| 委 員 | 糸井 恵理  |
| 委 員 | 武田 國宏  |
| 委 員 | 横田 恵理子 |

4 教育長及び委員以外の出席者

|          |        |
|----------|--------|
| 副教育長     | 高崎 美穂  |
| 教育改革統括監  | 眞相 秀也  |
| 教育次長     | 遠藤 岳哉  |
| 教育創生課長   | 青木 秀夫  |
| 教職員課長    | 金岡 由岐子 |
| 特別支援教育課長 | 中山 登   |
| 体育健康安全課長 | 國方 正一  |
| 教育政策課長   | 玉岡 あき子 |
| 教育政策課副課長 | 藤川 憲一郎 |

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 協議事項 2 を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《協議事項 1 令和 9 年度徳島県公立高等学校入学者選抜の基本方針について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 協議事項 1 を議案第 1 1 号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第 1 1 号を原案通り決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第 1 1 号を原案通り決定する旨を告げる。

《協議事項 3 令和 9 年度徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について》

教育長 説明を求める。

特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

武田委員：みなと高等学園で２次募集が日程に入っているが、最初の選抜で定員に満たないことがあるということか。

特別支援教育課長：年度によっては、１次募集の時点で定員に満たない学科が出ることもある。その際は２次募集について公表して、改めて募集をかけている。

教育長 協議事項３を議案第１３号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第１３号を原案通り決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第１３号を原案通り決定する旨を告げる。

《報告事項１ 福島県バス事故を受け行った本県学校の部活動の実態調査について》

教育長 報告を求める。

体育健康安全課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

島委員：保護者同士で話し合っただけで送迎する場合、保険の加入や費用負担の分担等が考えられるが、学校としては、保護者同士で決めたことについては介入しないということによいか。

体育健康安全課長：弁護士に確認したところ、現地集合で一般の公共交通機関を利用する場合は別として、保護者が配車して移動する場合には、学校側も運転手の免許や事故歴の確認等を行わないと、安全配慮義務違反になる可能性があるとのことである。今後、そうした場合も含めて、学校で組織として遠征の在り方を検討していきたい。

武田委員：保護者が試合会場まで送迎することは、中学校でも起こりうることである。中学校に対して今回のような依頼文書は発出しているのか。

体育健康安全課長：中学校に対しても、この依頼文書を参考として通知を発出するよう、各市町村教委に対応をお願いしている。

武田委員：中学校は保護者間で送迎することが多く、リスクを感じていた。今回の事故を受けて対応を検討されたことは良いことである。ただ、白バス行為か否かの線引きが分かりにくい。

体育健康安全課長：弁護士によれば、個々の事案によるものであり、違反の疑いがあるときに国土交通省の検査が入り、事案ごとに判断される。具体的な金額等の明確な基準は決まっていないとのことである。

武田委員：例えば、小学校で校外学習に行くときに市町村が持っているバスを借りて、運転手に謝礼を渡す場合、市町村所有のバスであれば問題ないと思う。だが、仮にそれがレンタカーであった場合、今後、校外学習の回数が多くなってきたときを想定すると、白バス行為の違反になる可能性があり、高校だけの問題でないと感じた。

体育健康安全課長：原則として、依頼者側が準備した車に運転を依頼し、謝金を渡すことについては、社会通念上の範囲の金額であれば白バス行為に当たらないとされている。

横田(恵)委員：今回のような痛ましい事故が今後絶対に起こらないようにしていただきたい。しっかりとした要綱が定められていても、顧問によっては理解が不十分な場合がある。保護者からの同意を得ることや職員が同乗することなど、基本的な確認ができていたか反省すべき点は多い。教頭を務めていた際、要綱をしっかりと守ることは生徒を守るだけでなく、教職員の立場を守ることにとなると、先生方によく申し上げていた。引き続き周知・遵守に力を入れていただきたい。また、輸送費にお金をかけられないという実情はどこにでもある。人数の多い部活動ではバス代が非常に高額となり、遠征人数を絞ったり、保護者に輸送費を負担していただいたりといった対応を取ったこともあるが、背に腹は代えられず保護者に配車をお願いせざるを得ない事態もあるかと思う。近隣に対戦相手がおらず、どうしても県外へ行かざるを得ない状況もある。遠征費やバス代といった金銭的な課題について、今後どのように考えていくのか見解を伺いたい。

体育健康安全課長：部活動の遠征等については、各クラブごとに計画している場合が多く、遠征の回数や行先も異なるため、一律に補助金を支給することは難しい。まずは、計画を顧問だけでなく管理職を含めた学校組織として、安全性や運行計画に無理がないか等を検討していくことが大切であると、今回の事故を受けて改めて感じた。今後、そうした体制を整えていく必要があると考える。

横田(恵)委員：おっしゃるとおりで、学校の管理職までしっかりと計画を上げ、公平に判断する体制整備をお願いしたい。お金が足りないからといってレンタカーを借りて安全確保につながらな

いのであれば意味がない。まずは生徒を安全に送迎することが基本であるため、一律の補助金は難しいかもしれないが、今後のことを考え何らかの金銭的な支援を担保していかないと厳しい。

糸井委員：県によっては遠方に行く必要性を考えるとニュース等で報道されているが、本県ではこれまで通り計画していたところに再度安全を確認して行くという考えか。

体育健康安全課長：顧問だけに任せると毎週県外に遠征などということも考えられるため、まずは学校組織として、計画の段階から遠征の必要性も含めて十分検討していただきたいと考える。

[非公開]

《協議事項 2 令和 9 年度徳島県公立小・中学校、徳島県立学校校長及び教頭  
任用候補者選考審査要綱について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前 11 時 5 分